令和元年度 緑の少年団活動促進事業 実施要領

1　目　的

緑の少年団は、「緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな社会人に育成する。」ことを目的に、結成されて以来、着実な成長を遂げ、現在３，２９０団、３３０千人となっている。

「緑の少年団」活動を一層促進するため、学習活動等の充実、地域との連携強化等の事業に対し助成を行う。

2　事業の対象

①　地域単位で活動している緑の少年団等を主な対象として、学習活動等の充実・促進、指導体制の整備、育成会の結成の促進等に対し助成することにより、地域の一層の協力・支援を得て、緑の少年団活動の目的が達成できるよう、モデル的に支援を行う。

②　①の対象となる緑の少年団（以下「モデル的な緑の少年団」という。）は、当該都道府県連盟の助成申請に基づき、全国緑の少年団連盟が決定する。

3　募集数　２０団

4　助成金　１団体３００千円を限度とする。

5　助成対象経費

⑴活動促進費

区　分	内　　容
指導者謝金	外部講師・外部指導者に対する謝金
学習教材費	教材購入費・教材作成費
車両借料	バス借り上げ
苗木等資材費	苗木代、作業用具代、資材
傷害保険料	実施日の傷害保険料
その他	用紙代、消耗品等

⑵活動支援体制整備費

指導体制の整備、育成会の結成のための会議費、資料代等

6　助成手続き及びスケジュール

⑴「モデル的な緑の少年団」の 助成申請書の提出（～令和元年１１月１日）

都道府県連盟は、「モデル的な緑の少年団」を選定し、［様式１］助成申書を作成して全国連盟へ提出する。

⑵ 助成決定通知（令和元年１２月上旬～中旬目処）

全国連盟は助成申請書を審査し、［様式２］助成決定通知書を都道府県連盟に送付する。

⑶ 事業実施期間（令和２年４月～令和３年３月末日）

⑷ 事業実績報告（最終提出期限　令和３年５月末日）

「モデル的な緑の少年団」は、事業の完了後、［様式３］事業実績報告書を作成し、事業実行にかかる領収書及び事業実施状況がわかる活動写真・資料などを添付の上、都道府県連盟経由で全国連盟へ提出する。

⑸ 助成金の交付

助成金の交付は、事業実績報告書について審査を行い、適当と認めた経費を確定し、指定の口座に送金する。なお、事業完了前に助成金の一部が必要な場合は、［様式４］概算請求書により、概算請求（２４万円限度）を行うことができる。